

新潟市教育委員会 令和2年5月 定例会会議録

日 時	令和2年5月29日(金) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	前田 秀子	/		
出席委員 (8名)	田中 賢一	出席委員	渡邊 純子	
	渡邊 節子		大宮 一真	
	山倉 茂美		五十嵐 悠介	
	小野沢 裕子	欠席委員		
	市嶋 洋介			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (12名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	池田 浩	教育総務課長 補 佐	佐藤 夏樹
	教育次長	古俣 泰規	教育総務課係長	秋山 悟
	教育総務課長	渡辺 和則		
	学務課長	加藤 浩志		
	保健給食課長	東 理 守		
	地域教育推進 課 長	宇ノ井 修二		
	学校人事課長	吉 田 亨		
	教育職員課長	栗林 裕之		
学校支援課長	山田 哲哉			
中央公民館長	浅間 直美			
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (1 件)	議案第 12 号	令和 2 年 6 月議会定例会の議案について
報 告 (5 件)	令和 2 年 5 月議会臨時会の議案について	
	障がい者活躍推進計画について	
	令和 3 年使用教科用図書に関する資料の作成について	
	平成 31 年度 体罰及び不適切な言動等に関する実態把握の概要について	
	新潟市教科用図書審議委員の委嘱について	

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分 開会を宣言する。

これより、教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

(異議なし)

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に田中委員及び渡邊節子委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に日程第2 付議事件に入ります。

はじめに、議案12号 令和2年6月議会定例会の議案については、市議会に議案の公表前であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。よろしければ公開案件の終了後、非公開案件として再開し審議をいたします。

(異議なしの声)

第3 報告

○教育長

次に日程第3 報告に入ります。

はじめに、令和2年5月議会臨時会の議案について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、資料の報告1ページをご覧ください。令和2年度5月臨時会一般会計補正予算についてです。こちらは先の教育委員会4月定例会で事前にご報告させていただいた案件になりますけれども、国から示されました緊急経済対策パッケージに伴いまして、5月市議会臨時会において補正予算の議決等をいただいたものでございます。

一つ目が、学校園における感染症対策といたしまして、マスクや消毒液等の保健衛生用品の購入費用として8,900万円の予算を、至急準備を行う必要があることから、5月1日付で市長の権限により補正させていただいたものでございます。

なお、消毒液につきましては、すでに各学校園に納品されておりまして、マスクにつきましても6月中には納品予定となっております。

次に、ICT環境の整備では、令和5年度までとしていました義務教育段階の一人1台端末を前倒ししまして、今年度中に達成しようとするものであり、これに係る3か月分のリース経費として6,100万円余の増額補正の議決をいただいたものです。なお、来年の1月には全児童生徒及び先生方に端末が配備される予定となっております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

- 田中委員 消毒液はすでに納品と。そして、マスクは6月中というお話でしたが、この非接触型体温計はいかがですか。時期と、各学校に何本ずつ行くのかをお聞きしたいと思います。
- 保健給食課長 非接触型体温計につきましては、なかなか一定量を確保するのが難しく、今現在、見積もりを取ってもらえる業者がありますので、これから手続を進めて、見積もり合わせまたは入札という形で進めていきたいと思っております。各学校当たりで最低1本と考えているのですけれども、大きなところには2本と想定しています。当初、いろいろなところに電話をかけてみたのですけれども、非接触型がなかなか見つからなかったのですから、その数に合わせて最低でも1本はと考えております。
- 田中委員 実は、学校が6月1日から再開していく中で、各学校では家庭でしっかり体温を測ってきなさいということを書きでも出しているのですけれども、100パーセントとはいかないのです、大きい学校になればなるほど。各家庭でいろいろなご事情があつてなかなかそこまで手が回らなかつたりします。そうすると、結局、学校で子どもの間隔を空けながら、検温をやらせをまず朝一でやらなければならない。それも他の子どもが使った体温計をしっかりと消毒して次の子どもにやらなければならない。これにはかなり時間がかかっています。それは人数がたくさんになればなるほど大変な状況が見られますので、ぜひとも、1日でも早く非接触型体温計が各学校に渡るようにご努力いただけるとありがたいと思っております。
- 保健給食課長 確かに非接触型はぱつと額につけるとすぐ温度が分かりますので、できるだけ早くやっていきたいと思っております。ありがとうございます。
- 教育長 ほかにございますか。
- 次に、障がい者活躍推進計画について、引き続き教育総務課から説明をお願いします。
- 教育総務課長 次に、障がい者活躍推進計画についてでございます。報告3ページ以降になります。恐れ入りますが、報告5ページをご覧ください。本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律、いわゆる障害者雇用促進法の改正に伴いまして、各任命権者で定めることとされ、新潟市教育委員会におきまして新たに作成したものでございます。
- 1番目の策定主体は教育委員会となっておりますが、人事異動など市長部局と密接な関係があることから、総務部人事課とは連携を密にし、取組みを推進してまいります。
- 2番目の計画期間につきましては、今年度から令和6年度までの5年間としております。
- 次の報告6ページをご覧ください。Ⅱの1、教育委員会における雇用率の状況でございますが、実雇用率が法定雇用率 2.4 パーセントに對しまして 2.29 パーセントとなっております。2番目のアンケート結果でございますが、計画の策定に当たりましては、教育委員会内の対象職員に対してアンケートを実施し、全体評価についてはやや満足までを含め

ますと、約 80 パーセントとなっておりますが、個々の項目につきましては、それぞれ低い傾向となっております。

次に、報告8ページの真ん中ほどとなりますが、Ⅲ障がい者の活躍推進に向けた取組の内、(2)取組内容ですが、①推進体制の整備ということで、障がい者雇用推進者に教育総務課長及び学校人事課長を選任するほか、次のページの③、相談窓口の設置、続いて④、障がいへの理解を深めるための研修の受講促進、そして報告 10 ページにあります。障がいのある職員が能力を十分に発揮できるよう、2番目にありますように、適切な業務へのマッチング、あとは3番目にごさいますように、職場環境の整備を記載させていただいております。

次に、報告 11 ページになります。採用・育成についてでございます。教育委員会では、これまでも積極的に障がい者の雇用を推進してまいりましたが、職員の定着も順調であると考えております。今後もさらに不本意な離職を起さぬよう取組みを強化するため、(2)の①にあります障がい者採用の取組の中のエの部分でございます。採用時に、必要に応じて保健師との面談、あと、教育委員会で働きます具体的なイメージを持つことができるように、先輩職員によります業務説明会の機会を設けていきたいと考えております。

次に、1枚めくっていただきまして報告 12 ページでございます。Ⅳですが、障がい者雇用率の数値目標としては、法定雇用率は、現在、教育委員会では 2.4 パーセントとなっておりますけれども、令和3年度から 0.1 パーセント引き上げられまして 2.5 パーセントとなる予定であることから、計画期間であります令和6年度末までの目標を 2.5 パーセントとさせていただきます。

今後も、障がいをお持ちの職員の積極的な登用、そして能力を発揮できる環境を整備するよう努めてまいりたいと思っております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○渡邊(節)委員

お願いします。アンケートのところを見せていただいて、その中で、全体としては満足されているということだったのですが、問5番で、相談体制等の職場環境について、遠慮なく相談できるかというようなことについては、9人の方がやや不満というように理解したのですけれども。それで、少し控えめなのだけれども、やや不満であるということと理解しました。それについては、その後の取組みのところでの相談先が確保されているということは絶対に必要なことだと思いましたが、しかし、ものすごく困っているわけではないけれども、いろいろなことを相談したり要望したりということを考えると、たしか、自由記述のところにあつたかと思うのですが、定期的な相談があるといいというようなことがどこかにあつたと思うのですが、基本的に、ぜひ、年に1回は相談してくださいというか、そのように、みんなに機会を持ってもらうということが大事かなと思いました。それ

で、極力、なるべくあまり評価とか関係のないようなところでの話をする、相手の方がいらっしやると、率直にもっとこうすると改善できるというような答申ができるかなと思いましたが、その辺のシステムが作れるといいのではないかなと思いました。

○教育総務課長

それに関しましては、今回、庁内相談窓口を新たに設置するというところ、あとは、先ほど申しあげましたように、保健師との相談、こちらは教育委員会のオリジナル部分でございます。そういったところであったり、先輩職員とのところもあります。あと、定期的なものもそうですし、あとはいわゆる人事面談という機会もあります。そういったところを介しまして、年に数回ございますので、そこで上司の方と、あとはほかの先輩の方もあられるかもしれませんけれども、あらゆる機会を通して相談を受けられるような体制を構築していきたいと思っております。

○田中委員

今の渡邊節子委員の意見に関連するのですけれども、やはり、障がいをお持ちの方々はそれぞれいろいろな思いを抱えていらっしやるのだらうと思うのです。そういう人たちの思いをしっかりと現場で受け止める、これがまず第一だと思うのです。もちろん、保健師も大切ですし庁内相談窓口もものすごく大事なのですけれども、やはりなんといっても、今働いているその現場ですよ。そこの上司の方がしっかりと本人の気持ちを受け止めて、そして困ったことがないかという問いかけをしてあげることによって、安心して自分の力を発揮できるのだらうと思うわけです。ぜひ、そこを丁寧に、十分やっていただければと思っています。

一つ気になるのは、このアンケートは回収率が53.3パーセント、40名からの回答ということですよ。75人の内の40人ということで、残りの35人くらいの方々はどんなお気持ちでいらっしやるのかなと。いろいろな事情があつて全員からは回答を得られないのだらうとは思っただけけれども、何かもう少し、ここに載ってこないような人たちの思いを酌んでいただけるような方策があればいいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長

確かに、委員がおっしゃるように、回答率がなかなか高くはないというところですので、アンケートについては、今回に限らず、今後もアンケートを行っていくという形にしております。やはり、なかなか我々のほうでも、委員がおっしゃるような気をつけていかなければいけない部分というのは当然あると思いますし、声をいただかないと気づかない部分もあると思うのです。やはりそれぞれの考えとかそういったものをご意見いただきながら、よりよくしていこうということも必要だと思いますので、そういったことも踏まえ、アンケートの回答もいただけるような体制づくりといえますか、そういった形で、お互いがそういう気持ちで対応できればと考えております。

○山倉委員

今、課長がおっしゃったように、声を上げないと気づかないという、私が本当にそうだなと思ったのが、前に教育委員でいらした沢野さんという方が車椅子で、車椅子ってこんなに日々の生活の中で不便だし、本人

は本当に大変なのだということが一緒にいて初めて分かったのです。やはり、その肩の障害によって本当に困っていること、大変なことはたくさんあると思いますので、アンケートとか、気軽に相談できる体制をこれからもよろしく願いいたします。

○教育総務課長 分かりました。

○教育長 ほかにございますか。この件についてはよろしいでしょうか。

では、障がい者活躍推進計画については以上とします。

次に、令和3年度使用教科用図書に関する資料の作成について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長 よろしく願いします。

まず、報告 14 ページ、15 ページをお開きください。そちらに新潟市教科用図書審議委員会設置要綱を示しております。その第2条に、委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする、とございます。この第2条を受けた内容でございます。

報告 13 ページにお戻りください。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、第1回教科用図書審議委員会を書面にて行います。その際、教育長から教科用図書審議委員長へ諮問する内容についてご説明申し上げます。

諮問事項につきましては、2021 年度使用教科用図書に関する資料の作成についてです。

諮問理由は、2021 年度使用教科書の採択について、市立中学校、中等教育学校前期課程は全教科の採択、及び一般図書(特別支援学校・学級用)採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問するものです。

では、教科用図書の採択基準について説明いたします。枠の中でございますが、下記ア、イに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

ア、中学校、中等教育学校前期課程において 2021 年度に使用する教科用図書については、中学校用教科書目録に登載されている教科書の内から採択する。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行う。

①、新学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること。②、新潟市における学校教育の重点を各教科にわたって明確にとらえること。③、県教育委員会が提供する教科用図書研究資料を基に、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行い、各教科書の特徴が明瞭になるような調査研究一覧表を作成すること。

イ、特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する研究資

料を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

以上が、教科用図書審議委員会において教育長から教科用図書審議委員長へ諮問いただく内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、この件については以上になります。

次に、平成 31 年度体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要について、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

学校人事課です。

報告 16 ページをご覧ください。平成 31 年度体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要について、報告します。

はじめに、資料の訂正をお願いしたいと思います。3か所ですが、いずれも数字の表記ミスでございました。申し訳ありません。5番の2行目の括弧内でございますが、「3件中1件が懲戒処分」とありますが、この3件を4件に修正いただきたいと思います。その後、「2件が訓戒処分」とありますが、この2件を3件に修正をお願いしたいと思います。

そして、4行目の「当たらないと判断した5件」とあるのですが、この5件を4件に修正をお願いしたいと思います。事前に資料をお送りしておきながら、数が合わないなど思われた方もいらっしゃるかと思いますが、大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入ります。体罰調査は平成 24 年度に文部科学省が全国を対象に実施いたしました。この文部科学省による調査はこの年1回限りでしたが、翌年から、体罰の未然防止の観点から、市独自で調査を継続して行っており、平成 24 年度も含めて今年が8回目になります。

1, 調査対象者は、市立学校の児童生徒、保護者及び教職員全員が対象でございます。2, 調査期間は平成 31 年度の1年間です。3, 事実関係の把握と判断については、体罰等を受けた、見た、行つたと記載され、学校が体罰等の可能性があるとして報告した事案については、教育委員会が管理職からもう一度聞き取り調査を行ひまして、事実確認を把握したうえで判断いたしました。新潟市教育委員会では、平成 28 年度に西区の小学校で発生した学級担任による児童への不適切な発言を受け、体罰等に関する懲戒処分の見直しを行いました。その結果、それまで体罰等という言葉で一つにくくっていたものを、体罰または不適切な言動及びいじめへの加担等に分け、処分の基準等をより明確にしたところでございます。

体罰とは、児童生徒に指導すべき点があり、その指導に際し、暴言などの人格否定、身体に対する侵害行為や肉体的苦痛を伴う罰を与えた

行為としております。一方、不適切な言動とは、児童生徒に非がないのに暴言などによる人格否定や精神的苦痛、身体に対する侵害行為や肉体的苦痛を与えた行為としています。

4, 調査結果の概要の表をご覧くださいと思います。①体罰の合計が3件, ②不適切な言動及びいじめへの加担等が1件, ③体罰ではないが適切さに欠ける指導が1件, ④不適切な言動及びいじめへの加担等ではないが適切さに欠ける対応が3件となり, 平成 31 年度は報告数の合計が昨年度の 15 件から8件と, 7件の減となりました。

5, 教育委員会に報告された事案への対応についてですが, ①と②の合計4件の事案は, 教育委員会が当該職員に対して処分を行いました。その内, 1件の懲戒処分は小学校での事案であり, 児童を注意しようとした教諭が児童の反応に感情的になり, 肩の辺りを強く押し突きしたことで, 児童が机や椅子に体をぶつけるなどしてあざができるけがを負わせてしまったという事案でございました。この件では, 校長も管理監督責任として訓戒処分を行いました。

その他, 3件の訓戒処分については, 小学校は授業中, 中学校は清掃時や部活の指導中に厳しい叱責や暴言を吐いたりするなどの事案でございました。また, 体罰または不適切な言動及びいじめへの加担等に当てはまらないと判断した4件については, 管理職が当該職員へ指導を行いました。

6, 体罰等の防止に向けた今後の取り組みについては, 体罰等の未然防止に向けて研修資料を活用し, 教職員に対する研修の充実を図り, いかなる理由があろうとも体罰等は許されない非違行為であることを指導徹底します。また, 一層の学校体制の強化を進め, 体罰等を許さない, 見逃さない教職員の意識の向上を図ってまいります。なお, この調査結果については, 本日, 報道投げ入れをする予定であります。

○教育長

ただいまの説明にご意見, ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○田中委員

体罰の報告数, 平成 28 年度は 17 件, 平成 29 年度は 17 件, 平成 30 年度が 15 件, そして今年が 8 件と, 非常に数値的には下がってきています。去年から今年, 報告数がおよそ半減したということを考えますと, 教育委員会の指導を通して各学校での一人一人の教員の意識の高さの結果が現れたのかなと思っております。本当にご苦労さまでした。とりわけ中学校が 6 件から 3 件という, 半数なのですね。中学校は, 以前はかなり数があったのですが, 軒並み少なくなってきました。しかしながら, 小学校が 7 件から 5 件という, ややまだ少し, 本来であればゼロになってほしいというところなのでありますけれども。

今後の取り組みということで, 課長からは, 研修資料を活用し, 教職員に対する研修の充実を図るというお話がありました。まさに体罰というのは教師と子どもの信頼関係, そして学校と家庭との信頼関係を根底から覆

す、そういう重大事案だろうと私は思っております。なかなかゼロにならない、そのことをどのように今後、ゼロに向けてやっていくのか、研修の充実の中身をお聞かせいただきたいと思っております。

○学校人事課長 昨年度、アンガーマネジメントに関する資料を作成しまして、昨年の6月に配布いたしました。学校でもそれを活用して研修を進めていただいているということを知っているのですが、具体的には、例えば、感情が高まるときに6秒間数えてみるとか、いろいろなやり方があるのですが、そういった事例を基にロールプレイをしながら、追い込まれたときに自分がどう対応をしなければいけないかという辺りを、実際にやってみて体感していただきながら研修を進めていただくということを昨年は進めてまいりました。とても具体的な研修ができたということで報告をいただいた学校もありまして、そういった面では、活用いただいている学校については成果が出ているのではないかと感じています。まだまだこれを広めていきながら、次のステップと考えているところでございます。

○田中委員 実際、学校ではいろいろな研修のやり方を模索しながら成果を生み出している学校がたくさんあると思うのです。ぜひ、そういう学校での研修のありようをたくさん集めていただいて、またそれをフィードバックしていただきたい。ぜひとも、近いうちにすべてゼロになるような結果を期待しています。お願いします。

○学校人事課長 ゼロになるまで頑張ります。

○大宮委員 一つ質問をお願いします。調査期間のことと調査の方法を、もしでしたら具体的に教えていただければ助かります。

○学校人事課長 アンケート方式です。それを匿名でも受け付けるという形に昨年度は変えてきたのですけれども、それは内容を書きやすいようにするためということもあります。本人からよく事情を聞いて、しっかりと事実を確認することを進めております。それを学校でしっかりやっていただいて、報告を上げていただく、教育委員会ではそれをさらに精査して、これはもう少し事実がまだ不明確な部分があるなと思ったときにはそこを聞き取りをして、どういった事実があったのか、それに対してどのように対応したのかということを確認にして報告を上げて、いただいた報告をさらに精査するように進めてまいりました。そのような方法で進めてきたのですが、いかがでしょうか。

○大宮委員 期間的には、年に前期と後期でアンケートを取るのか、それともそういうことを見たり聞いたり感じたりしたときにいつでも報告できるのかということも教えていただければと思います。

○学校人事課長 もちろん、何かあったときにはいつでも報告が上がってまいります。それで、このアンケート調査は2月に、その年度の終わりごろに進めていますので、その間あったことをもう一度思い出して書いていただいている部分も確かにあります。ですので、今まで報告があったものと重複していないか等も見ながら、事実を整理するという作業になります。

○渡邊(節)委員 お願いします。6番の体罰等の防止に向けた今後の取組みについてに関する事でお願いします。先ほど、アンガーマネジメントの研修を6月に資料を配布されたということで、各学校によってそれをどう利用するかは学校によると理解したのですが、それでよろしいですか。

○学校人事課長 そうです。

○渡邊(節)委員 あとは、個別のところ、昨年、実際にここで体罰があったという、先生方、いろいろな処分を受けて指導を受けると思うのですけれども、そうした先生方がその翌年以降にどのようにできるかということも大事で、そういった部分もされているのではないかと思いますので、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○学校人事課長 大変ありがとうございます。継続的に、管理職にはやはりよく見ていただいております。そして、区の担当管理主事が、本人にはなかなか確認ができませんので、校長先生を通してその職員の様子をよく聞くように心がけているところでございます。

○渡邊(節)委員 ありがとうございます。中には、アンガーマネジメントについて自分ももう少し必要性を感じるから学びたいとか、そういう先生もいらっしゃるのかなと思ったのですけれども、そういうことはあまりないのでしょうか。

○学校人事課長 そこまで積極的な意見を聞いたことはないのですけれども、そのように思っている方はいらっしゃると思います。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、この件については以上とします。

次に、新潟市教科用図書審議委員の委嘱については、個人情報を含む個別事案であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、公開案件の終了後、非公開案件として報告します。

第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第4 次回日程についてです。教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 次回の日程でございます。6月の教育委員会定例会につきましては、6月26日(金)午後3時30分から、7月につきましては、7月28日(火)の午後3時からを予定しております。

○教育長 以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

第5 付議事件(非公開)

○教育長 これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

はじめに、議案第12号 令和2年6月議会定例会の議案のうち、令和2年度新潟市一般会計補正予算について、保健給食課から説明をお願いします。

○保健給食課長 保健給食課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、付議1ページをご覧ください。新型コロナ緊急対策事業でございます。名称につきましては、議会提案のときには若干名称を変更する場合がありますが、ご了承願いたいと思います。

はじめに、(1)事業概要についてです。令和2年3月2日からの一斉臨時休業に伴い、令和2年3月分の給食食材のキャンセル等によって生じた違約金等について、食材業者等に対し補償を行うものでございます。歳出といたしましては、3,600万円、歳入につきましては学校臨時休業対策費補助金を充てまして、国の補助4分の3ということになりまして、2,700万円。残りの4分の1につきましては、地方創生臨時交付金として900万円を充てる予定でございます。

○教育長 ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

○市嶋委員 よろしくお願いします。まず、事業概要に記載のある違約金等についてですけれども、新潟市にはこの違約金の規定ははっきりあるのでしょうか。

あとは、今後、例えば、地方創生臨時交付金等がまた増額とかということになってきたときに、違約金を満額払っていらっしゃれば全く問題ないですけれども、その辺りで何かまた発生するようなことがあるのかなということ。

最後に、これはいつごろこの事業者にお支払いできるものなのかを教えてください。

○保健給食課長 まず、1点目でございます。新潟市にこの規定があるかないかということなのですが、実際のところ、急きょ行われたので、全国どこにもこのような規定はないところで、文部科学省から全国学校給食会連合会が補助の取りまとめということで委託を受けているのですけれども、そこに電話で確認いたしましたら、対象の食材業者等と協議をして合意を交わしてその金額をお支払いするというところでございまして、申し出のあった業者と全員というか、その業者に来ていただいて、そこで協議をさせていただいて、今の金額等については合意の途中ということになっております。

2番目に、今後、4月以降も発生するのかなということで、これは今、令和2年度のこの補正は3月分の当初の一斉臨時休業時の対応でございまして、4月以降については臨時交付金を増額するというのもございまして、市全体の中でこれから協議を進めていきたいと思っております。

3番目ですけれども、議会が7月1日までということで、議決もできるだけ早くということで、7月下旬から8月くらいには支払いを進めていきたいと考えております。

○市嶋委員 事業者が困って給食の提供が滞ってしまうことを防ごうというためのものだと思いますので、なるべく早く、事業者が経営に行き詰まったり困っ

たりしないような早めのご対応をお願いしたいと思います。

○保健給食課長 協議の途中でもそのような、いつごろ入るのかという質問等もいただきまして、私どもとしてできるだけ早くということで、その後の事務手続き等を含めて7月から8月くらいということでお答えさせていただきます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、次に、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 私からは、教育委員会分のいわゆる人件費に係る補正予算につきましてご説明させていただきます。このたび、新型コロナウイルス感染症の発生によりまして、民間賃金への影響が予想される中、職員が一丸となって対策に取り組むという姿勢と、その費用を対策費に充てることを目的に、教育長の給与及び一般職。

今日、お配りした資料になります。失礼いたしました。また再度ご説明させていただきます。

こちらは人件費の補正予算となります。このたび、新型コロナウイルス感染症の発生により、民間賃金への影響が予想される中、職員が一丸となって対策に取り組む姿勢と、その費用を対策費に充てることを目的に、教育長の給与及び一般職の管理職手当を、今年の8月から12月までの間、20パーセント減額するというものでございます。

補正額は全体で2,560万円余の減額となります。また、条例改正も予定しておりまして、後ほど教育職員課から説明をさせていただきたいと思っております。

なお、今ほど保健給食課と当課から6月議会の補正予算の案件につきましてご説明させていただきましたが、現在、国のほうでも2次補正予算案に対しまして審議が行われているということもあります。今後、本市教育委員会におきましても案件が追加される可能性がございますので、その際は改めてご報告させていただきたいと考えております。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

○渡邊(純)委員 本当にこういうコロナ禍にあつて、どこの自治体も同じようなことに取り組んでいると思うのですけれども、本当にありがたいと思います。

その経費の一部を医療関係に使われるというのは、一部を使うということですね。

○教育総務課長 医療と限定したわけではなく、このたびの新型コロナウイルス感染症対策の全体に係る費用ということで、その一部に充てるということでございます。特段具体的な事業に充てるわけではありません。

○渡邊(純)委員 具体的にということはないのですね。分かりました。

○田中委員 今日配られた追加資料というのは、付議26から28の内容とは別なのですか。

○教育総務課長 付議26からの案件になります。付議26につきましては条例改正にな

ります。こちらは所管が教育職員課になりまして、今回の補正の案件になりますと教育総務課が、そこが予算の関係と条例の関係の分けとなっております。

- 田中委員 金額だけを今ここで確認ということでしょうか。
- 教育総務課長 はい。順番が、本当は逆がよかったのかもしれませんが、この金額につきましてご確認していただければと思っております。
- 教育長 非常に分かりにくいですか。
- 田中委員 分かりにくいですよ。
- 教育長 教育職員課、さきに説明をしてもらえますか。少し順番があれなのですけれども、新潟市教育長等の給与の特例に関する条例の制定について及び新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例の制定について、一括して教育職員課から説明をお願いします。

- 教育職員課長 教育職員課です。
- 26 ページから 29 ページまでの資料でございます、議案は二つになります。新潟市教育長等の給与の特例に関する条例の制定について及び新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例の制定についてという2本になります。関連する内容ですので、説明は一括させていただきます。

まず、これらの条例は、先ほど教育総務課から説明ございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しまして職員が一丸となってその対策に取り組む姿勢を示すとともに、今後想定される当該感染症に係る対策費用の一部に充てることを目的として制定するものでございます。内容になりますが、付議 26 ページの新潟市教育長等の給与の特例に関する条例につきましては、教育長等の特別職の俸給月額を 10 パーセント減額するものになります。また、付議 28 ページの新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例につきましては、医療職を除く職員の管理職手当を 20 パーセント減額するものです。いずれも減額の期間は本年8月1日から本年 12 月 31 日までとし、条例の施行日は8月1日となっております。なお、6月定例会での対応ですが、対象となる職員が学校の教育職員を含む市職員全体となっていることから、関係課を代表しまして総務部の職員課が提案することになっております。

27 ページ、29 ページには条例の制定議案を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

金額につきましては、先ほど教育総務課長が説明しました資料に載っております減額の数値、教育長の給与のマイナス 40 万 8,000 円というのはこのままですが、一般職の管理職手当は教育委員会の分として 2,525 万円をここに計上しております。付議 28 ページの表と申しますか、議案の下に参考ということで数字が載っております。これは先ほどの数字よりも大きいのですが、これは市全体の数字ということで、教

	育委員会以外の部分も入ってございます。
○教育長	それでは、併せてでけっこうですけれども、ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。
○田中委員	教育総務課の追加資料に出てくる一般職の管理職、一般職というのは教育委員会一般職ということですか。
○教育職員課長	そうです。
○田中委員	教育委員会一般職というのは、
○教育総務課長	特別職としましては、例えば、教育委員会であれば教育長が特別職という形になりまして、それ以外の職員につきましては一般職という形になっております。ですので、少し分けた表現という形になっております。
○田中委員	そして、事務局分というのは、
○教育職員課長	教育委員会事務局、この建物にいる人間になりますし、学校分というのは学校現場ということですか。
○田中委員	課長と、参事もそうですか。
○教育職員課長	補佐で副参事は管理職手当が支給されます。副参事の補佐以上。あとは課長と参事と次長ということですか。学校は校長と教頭になります。
○田中委員	そういう状況の中で、大変申し訳ないなという思いなのですが、学校には事前に何か、こんな動きでいますみたいな話をされていますか。
○教育職員課長	お伝えしておりますし、庁内には市長から、対象職員に対してメッセージも届いておりますので、その辺も現場にお届けさせていただきました。
○田中委員	厳しい状況の中で、書かれているように一丸となってという、教育長をはじめ市の職員の皆さん、そして学校現場の管理職の皆さんから、そういう形で出していただくといえますか、本当に申し訳ないと同時に心から感謝申し上げます。
○教育長	ほかにございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、次に、新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部改正について、地域教育推進課から説明をお願いします。
○地域教育推進課長	よろしく申し上げます。地域教育推進課です。 付議2ページ、新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部改正についてをご覧ください。こちらは芸術創造村・国際青少年センターゆいぽーとです。ゆいぽーとにおいて現在、青少年対象施設としている施設の一部を成人のみでも利用できるよう、所定の改正を行うものです。芸術創造村・国際青少年センターは都市計画法上の第一種住居地域に位置しています。そのため、建築基準法で3,000平方メートル以上の事務所は建築できないこととなっています。 そこで、これまでは、次ページの参考にございます現行の表のとおり、階層ごとに用途を分けておりました。そうすることで、事務所等となる

用途面積を 3,000 平方メートル以内に収め、同時に管理運営を容易に
してきたところです。しかし、学校扱いの用途となる施設は対象者が青
少年、その引率者に限定されています。つまり、指導者研修などの青少
年健全育成に資する内容であったとしても、青少年の引率を伴わない
成人のみでの利用はできません。また、主たる利用者が青少年であるこ
とから、宿泊利用のない日の夜間区分とか、学校や青少年団体の活動
が少なくなる冬場の貸し館利用がなかなか進まないという課題がござい
ました。

一方で、平成 30 年度の開館当初、地域住民からこの青少年対象施
設をサークル活動などで成人のみで利用したいという意見や要望もい
ただいていました。法の制限である 3,000 平方メートルを超えない範囲
で利用希望の多い下線部分、音楽室、調理室、多目的スペース、談話
室の4種類6室を学校扱いから事務所扱いの用途に変更し、青少年や
その引率者など以外が利用できるように変更して、それに伴う使用料を
設定したいと考えております。

付議 12 ページの図面をご覧ください。裏側のいくつか青い塗りが入
っているほうです。校舎等3階、4階の赤枠の部分が、今回、青少年対
象から成人のみでも利用できるよう改正する施設です。なお、青少年の
宿泊研修機能を持つ研修室、指導員室の向かいとなりますので、安全
対策のため、実際に申し込みがあり、青少年が宿泊研修を行っている
時間帯、つまり夜間区分となりますが、夜間区分においては成人のみで
の利用は許可しないこととします。

付議2ページにお戻りください。本条例の施行期日ですが、次期指定
管理者の指定開始日と合わせ、令和3年4月1日施行とします。準備行
為として、本改正に係る利用申請や許可等については、施行前でも改
正後の規定の例によりできるものとします。

なお、この改正については、施設の有効活用の観点から成人のみで
も利用ができるよう行うものです。本改正に係る施設は改正後もあくまで
も青少年利用が優先であると考えております。よって、4番、その他です
けれども、新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年
センターの管理に関する規則を改正し、成人のみで利用する場合の申
請受付期間に関する規定を設けて、青少年が優先して申し込みできる
ようにする予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお
願いします。

○渡邊(節)委員

よく分からないので教えてほしいのですが、用途上の取り扱いを学校
ではなく事務所に變更するという、本当にただどちらに当てはめるか、ど
ちらでもいいということなのですか。何か、事務所等のほうにすると、例え
ば、子ども、一般の成人でも使えるということのほかには何か、学校扱いと

事務所等扱いですといろいろな管理の仕方が変わってくるのか、何かそういうこともあるのでしょうか。あまりないのでしょうか。

○地域教育推進
課長

事務所等というと、事務所という言葉から少し印象付いてしまうかもしれませんが、あくまでも第一種中高層住居専用地域内に建ててはいけないもの、3,000平方メートルを超えることができないものを総称して事務所等といっているわけです。つまり、簡単に言うと、事務所だと成人も使えるし青少年も使える、だれでも使えるわけです。ところが、青少年施設と規定した場合は青少年だけしか使えません。

そこで、赤枠の部分の4室に関しては、これまで青少年施設でした。つまり、例えば、青少年がこの部屋を使っていなかったとしても、その場所を成人が申し込んで使うことができなかったわけです。そこを事務所扱いとすることで、成人が申し込めば使えるという規定に改正します。

○市嶋委員

4番のその他のところなのですけれども、青少年の利用を優先させるために工夫されて、前倒しで予約ができる期間などを恐らく変えられるのかなと思うのですけれども、例えば、それによって今までより、本来、学校関係とか青少年の利用が思うように予約が入れられなくなるということはないような感じにできるのですか。

○地域教育推進
課長

ないようにしようと考えています。これまでは、教育課程に関するものは18か月前から予約ができました。青少年育成団体に関しては9か月前から予約ができました。想定しているのは、それよりも遅く成人の団体が申し込めるようにする、つまり、青少年団体や教育課程で学校が使う申し込みが終わった後に空いている場合に成人が申し込めるようにしようと考えています。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この件については以上とします。

次に、新潟市公民館条例の一部改正について、中央公民館から説明をお願いします。

○中央公民館長

中央公民館でございます。よろしくお願ひいたします。

新潟市公民館条例の一部改正について説明いたします。このたびの改正の対象となる施設は、西蒲区の潟東地区公民館です。潟東地区公民館は潟東ゆう学館の中にあり、公民館、ゆう学館それぞれが条例で設置されている施設です。

現在、潟東ゆう学館は西蒲区役所の直営で施設管理を行っていますが、令和3年4月から指定管理制度を取り入れる予定であり、このことに併せて潟東地区公民館の窓口業務を指定管理者に担ってもらうために、公民館条例の一部改正をお願いするものです。

指定管理制度といいますのは、先ほどのゆいぽーともそうなのですが、文化施設やスポーツ施設といった市が設置する施設の管理に民間等の能力を活用して、包括的に管理してもらうことで市民サービス

の向上と経費の節減を図ることを目的とした制度でございます。市としても積極的にこの制度を取り入れる方針としておりまして、西蒲区と、そして中央公民館とで協議のうえ、民間の専門的な知識を取り入れた適切かつ効果的な施設管理を行うために指定管理者制度を導入することとしました。

はじめに、潟東ゆう学館の概要について説明いたします。A3判の資料の付議 19 ページ、参考資料をご覧ください。左側の三つ目の黒丸、施設構成です。潟東ゆう学館は健康福祉の増進を目的とし、浴室や機能訓練室を備えた福祉棟と公民館、市民会館、図書館からなる学び棟で構成されています。ゆう学館という施設全体と福祉棟の管理者は西蒲区ですが、実は、潟東地区公民館職員が西蒲区との併任辞令を受けて、公民館だけでなく福祉棟も含めた施設全体の管理を行っています。そして、この施設の利用者の多くは福祉棟の浴室の利用者です。

先ほど皆様にお配りしました潟東ゆう学館のパンフレットをご覧ください。お開きいただきますと、最初に、表のほうに外観がございまして、裏には施設の配置図があるかと思えます。パンフレットを使つての説明は省略させていただきますけれども、このような施設だということを明示させていただければと思っております。

次に、指定管理者制度の導入の範囲でございます。改めて、A3判の資料、付議 19 ページの、今度は右側をご覧くださいと思います。一つ目の黒丸、管理運営体制案となっております。点線で囲まれている施設全体の維持管理、そしてピンクに塗られた福祉棟、同じくピンクの公民館利用受付業務を指定管理者からになってもらうことを考えています。現在、福祉棟の浴室の受付と学び棟の公民館の受付は一体的に行われておりまして、施設が指定管理者制度を導入した後も引き続き浴室と公民館の窓口業務を一体的に行うことが、効率性のみならず市民サービスの面からの適当だと考え、公民館の窓口業務のみ指定管理者制度を導入したいと考えております。

なお、窓口業務以外であります公民館の主催事業の企画立案実施、そして貸し館として利用を希望する団体の審査につきましては、引き続き公民館職員が行います。今回の管理方法を取り入れることで、公民館職員は本来担うべき公民館業務に専念することができると考えています。また、図書館業務の全般も引き続き教育委員会が直営で行います。

私が今、説明申し上げた改正の理由は、付議 13 ページに記載してございます。また、具体的な条例改正案は付議 14、15 ページのとおり、新旧対照表は付議 16、17 ページのとおりでございます。

最後になりますけれども、この潟東ゆう学館を適正かつ効率的に管理運営していくために指定管理者制度を取り入れるという今回の取組みは、集中改革プランにも掲載してございます。

- 教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。
す。
- 市嶋委員 今後、指定管理の会社が一部入るということによろしいですね。
- 中央公民館長 はい。
- 市嶋委員 昨今、特にこういった規模の村というか地域、旧市町村のところはコミュニティ協議会が積極的に動いて、指定管理、地元からの雇用であったり地元の声を通りやすかったりということからも、指定管理を積極的に地元で立ち上げた組織もしくは地元にもともとある組織が担っていくということで、私はそれは非常にいいなと思っています。
今後、9月に応募があつて10月に業者が決まるということですがけれども、なかなかそういった指定管理の専門的な知識というものが初めからある民間の団体というものはないと思うのですけれども、ぜひ、地元にある意味一緒にこういったことも進めていけるような働きかけというか、できれば、こういったものが始まるときに、その地域の声ということも十分に聞いていただいて進めていただければありがたいと思っています。よろしくをお願いします。
- 中央公民館長 西蒲区と一緒にこれからこのとおり進めていくわけですがけれども、ご意見を、伝えます。
- 教育長 小野沢委員、どうぞ。
- 小野沢委員 同様の意見です。
- 渡邊(純)委員 指定管理、これから募集ということなのですがけれども、今年、コロナの影響とかもありますし、募集期間を1か月くらい、8月だから2か月ありますよね。その間に大体今のところこの業者というか、上がっているような見通しとかがあるのかということをまず一つ。
あと、条例案を見せていただくと、付議16ページの真ん中以降の2番の(1)、(2)、(3)を読ませていただくと、けっこう審査としては厳しいのが通常だとは思うのですがけれども、審査になっておりますが、昨今の状況でそういう団体が上がってこなかった場合などはどのような今後の対処をするのかをお聞かせください。
- 中央公民館長 どのような業種を考えているのかというのは、基本的にこの建物全体の管理とお風呂の管理がメインになると思います。先ほども地元に関わりかけを、というご意見がありましたが、どのような条件になるかはこれからでございます。
また、コロナの関係などで思うようにスケジュールが進まなかったという場合についても、西蒲区と一緒に調整していきたいと思っております。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、次に、新潟市奨学金条例等の一部改正について、学務課から説明をお願いします。
- 学務課長 学務課です。よろしくをお願いします。

付議 20 ページをご覧ください。新潟市奨学金条例, 新潟市社会人奨学金条例及び新潟市入学準備金貸付条例の一部改正についてです。

表題の三つの条例につきましては, 日本学生支援機構の奨学金制度を参考としまして制度設計を行っております。令和2年4月1日より, 機構の奨学金制度における遅延損害金の割合が年5パーセントから年3パーセントに変更されたことから, 本市の条例についても令和2年4月1日にさかのぼって引き下げを行うものです。

○教育長

ただいまの説明にご意見, ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは, 議案第 12 号について, 議案は適当であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では, そのように決定します。

第6 報告(非公開)

○教育長

次に, 報告案件に入ります。

新潟市教科用図書審議委員の委嘱について, 学校支援課から説明をお願いします。

(新潟市教科用図書審議委員の委嘱について報告)

第7 定例会閉会

○教育長

以上で, 定例会を閉会いたします。

以上, 会議のてん末を承認し, 署名する。

署名委員

田中賢一

署名委員

渡邊節子